

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	こども・子育て支援会議
現在員	22 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	こども・子育て支援会議条例第2条		
女性数・女性比率	9 人 ・ 41%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会は、「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があり、また団体等からは団体意思を集約して意見を述べられる方を推薦していただいているため。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会は、「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があり、また団体等からは団体意思を集約して意見を述べられる方を推薦していただいているため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会は、「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があり、また団体等からは団体意思を集約して意見を述べられる方を推薦していただいているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員委嘱については、本市「審議会の設置並びに運営に関する指針」を踏まえ、こども・子育て支援に関する分野に精通した有識者を探すよう努めるとともに、推薦団体や委員本人に、再任2回以上や高齢委員の選任の抑制についてご理解いただけるよう努めます。		

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	大阪市青少年問題協議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。		
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	引き続き、女性の登用・在任年数・再任回数・年齢の超過について、関係機関や団体へ委員推薦時に配慮を求めます。		

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	大阪市児童福祉審議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体等の推薦や、補職での委員委嘱を行っているため。また、学識経験者は各分野における専門家であり、本審議会において必要不可欠な人材であることから、これまでの実績も踏まえた委員委嘱を行っているため。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	児童福祉審議会として、調査審議する内容から、学校現場での相談援助等の有識者の選任が必要のため。		
今後の見直し方針	今後の委員委嘱については、団体推薦の委員の委嘱替えの際には、推薦団体に「審議会の設置並びに運営に関する指針」における、委員の年齢制限について説明を行う等、ご理解いただけるよう努めます。		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市環境影響評価専門委員会
現在員	16 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 31%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当委員会で審議を行う大気質や騒音振動等に係る環境工学の分野や地盤沈下に係る地盤工学の分野においては、現在、女性の専門家が極めて少ない状況であるため、指針の基準を満たしていない。 なお、新任委員の選定にあたっては、女性の委員を確保すべく推薦依頼を行っている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	長期間を要する環境影響評価手続きの審議にあたって、審議の継続性を確保するとともに、多岐にわたる分野の環境影響を取りまとめるノウハウを有する委員が必要不可欠であることから、これまでの実績等を踏まえ会長に再任いただいている。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	長期間を要する環境影響評価手続きの審議にあたって、審議の継続性を確保するとともに、多岐にわたる分野の環境影響を取りまとめるノウハウを有する委員が必要不可欠であることから、これまでの実績等を踏まえ会長に再任いただいている。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>次期の委員改選時においては、女性委員の再任、交代を積極的にすすめるとともに、近畿圏内で環境影響評価制度を有する大阪府や他の自治体に対して、類似の委員会の任務に適する女性専門家について情報収集を引き続き行うことで、女性委員割合の増加に努める。</p> <p>また、在任4年超え、再任2回以上の委員については、次期委員改選時に改選することで、指針の基準を満たすように努める。</p>		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市環境審議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、環境の保全について調査審議する上で必要不可欠な専門的知識を有しており、他の人に代えがたいため。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、環境の保全について調査審議する上で必要不可欠な専門的知識を有しており、他の人に代えがたいため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員2名のうち、1名は大阪市会建設港湾委員長のあて職であることから、他の人に代えることができないため。 もう1名は、地元産業団体の連合組織たる当該団体を代表して発言できる人物の就任が望ましいことを踏まえ、団体からその適任者として推薦されていることから、推薦者以外への変更は困難であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次の改選時には、可能な限り指針基準に則った人物を確保すべく、引き続き推薦依頼等を行う予定です。		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市廃棄物減量等推進審議会
-------	-----	---------	----------------

現在員	14 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 43%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>該当委員の団体について、ごみの適正な排出や減量・リサイクルの推進、清掃など環境美化活動、普及啓発の促進などを実践され、また、大阪市内最大の地域団体として全市域で組織されており、環境衛生部を設け、市内各地域の環境事業の実情等に詳しいことから、本審議会への参画が必須である。なおかつ、団体を代表して発言できる人物の就任が望ましいことを踏まえ、団体からその適任者として推薦されていることから、推薦者以外への変更は困難であるため。</p>
再任2回以上	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>該当委員の団体について、ごみの適正な排出や減量・リサイクルの推進、清掃など環境美化活動、普及啓発の促進などを実践され、また、大阪市内最大の地域団体として全市域で組織されており、環境衛生部を設け、市内各地域の環境事業の実情等に詳しいことから、本審議会への参画が必須である。なおかつ、団体を代表して発言できる人物の就任が望ましいことを踏まえ、団体からその適任者として推薦されていることから、推薦者以外への変更は困難であるため。</p>
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>廃棄物問題に長年にわたり深く関わってこられ、市内各地域のごみ減量活動の実情等に詳しい人物であり、本審議の参画によって有益な意見を聴取することができる人物である。なおかつ団体を代表して発言できる人物の就任が望ましいことを踏まえ、団体からその適任者として推薦されていることから、推薦者以外への変更は困難であるため。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>現時点で指針の基準を満たしていない3つの項目について、次回委員選定時には、指針の基準を満たす人物を確保するべく依頼等を行う予定である。</p>

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市路上喫煙対策委員会
現在員		6 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		4 人 ・ 67%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		委員を推薦する団体の構成員の多くが70歳を超えているため、結果的に基準を満たす者の推薦を受けることが困難な状況になっている。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後改選を行う際には、基準を満たす委員の推薦を受けるべく、引き続き努めていく。	

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市あんしんマンション有識者会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 50%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には大阪市子育て安心マンション認定制度及び大阪市防災力強化マンション認定制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には大阪市子育て安心マンション認定制度及び大阪市防災力強化マンション認定制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	大阪市子育て安心マンション認定制度及び大阪市防災力強化マンション認定制度は、本市が独自に制度を創設し、実施してきた取り組みであるため、幅広い事業者が活用する制度としてより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ではありますが、指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市住まい公社経営監理会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや公社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや公社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや公社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の再任や女性委員の登用率などについて、未だ指針の基準を満たしていないことについては、当局としても十分に認識しているところであり、適切な対応してまいります。		

担当局・区	都市整備局 企画部	審議会等の名称	大阪市生きた建築ミュージアム推進有識者会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 13%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しています。また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであるため、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しています。また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであるため、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。		
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しています。また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであるため、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。		
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	本事業は、近隣都市・府県に例を見ない先進的な本市独自の取り組みであり、事業のより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。そのため、これまでの事業の経過に精通し、かつ高い専門性を持つ委員による議論が不可欠であり、現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材であるため、指針に満たない委員の再任もやむを得ないと考えていますが、各委員の諸事情による任期途中の退任や、任期満了による改選の必要が生じた場合には、できるだけ指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。		

担当局・区	都市整備局 企画部	審議会等の名称	大阪市地域魅力創出建築物修景事業推進有識者会議
-------	-----------	---------	-------------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性委員の積極的な登用を意識し、専門分野から1人を選任し、会議の座長をお願いしています。本会議の定員数は3人と少ないため、事業に必要な専門分野毎に適任の人材を厳選する必要がありますが、現時点では、当該分野における適当な女性委員の確保が困難であったためです。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における外観整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しています。また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであるため、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本事業は、近隣都市・府県に例を見ない本市独自の取り組みであり、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀な人材であるため、指針に満たない委員の再任もやむを得ないと考えていますが、各委員の諸事情による任期途中の退任や、任期満了による改選の必要が生じた場合には、できるだけ指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。また、女性委員の登用につきましても、登用率の課題を認識しつつ、本会議を進めていくうえで委員の増員、拡充も含めて検討し、指針の基準を満たすような選任に努めていきます。

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第1項及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程第10条の規定により、地区内権利者の立候補制による選挙で選出するため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程第9条第1項の規定により、任期を5年と定めているため。		
再任2回以上	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第1項及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程第10条の規定により、地区内権利者の立候補制による選挙で選出するため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第1項及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程第10条の規定により、地区内権利者の立候補制による選挙で選出するため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	法律及び条例（施行規程）に基づく運用であるため、見直しは難しい。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 17%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第1項及び大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程第10条の規定により、地区内権利者の立候補制による選挙で選出するため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程第9条第1項の規定により、任期を5年と定めているため。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第1項及び大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程第10条の規定により、地区内権利者の立候補制による選挙で選出するため。		
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第1項及び大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程第10条の規定により、地区内権利者の立候補制による選挙で選出するため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	法律及び条例（施行規程）に基づく運用であるため、見直しは難しい。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	都市整備局契約事務評価会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	現時点での委員構成においては、委員の女性登用率が0%と指針の基準を満たしておりませんが、計3名と少人数の会議であるとともに、委員選考に当たっては関連団体から推薦いただいていることもあり、指針の基準に満たない状況もやむを得ないものと認識しております。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員改選に当たっても、当該専門分野における女性を含めた候補者の情報収集を十分に行ったうえで、適切な委員選考を行っていきたいと考えております。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議
-------	-------	---------	----------------------

現在員	5 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 60%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、専門的で特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航しました。こうしたことから、令和元年10月の改選において、任期が4年を超える3名の委員の交替を検討しましたが、的確な後継となりうる有識者がいなかったため、3名には引き続き留任いただくこととなりました。</p>
再任2回以上	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、専門的で特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航しました。こうしたことから、令和元年10月の改選において、任期が4年を超える3名の委員の交替を検討しましたが、的確な後継となりうる有識者がいなかったため、3名には引き続き留任いただくこととなりました。</p>
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>令和元年10月の委員改選では、幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任しました。当会議の委員は、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験があり、柔軟かつ新しい発想・幅広い意見を取り入れることができるものと考えています。また、今後もプロジェクトの進捗状況等を助案しながら、次の体制に繋げていきたいと考えています。</p> <p>任期が4年以上となる委員3名については、経験の蓄積が重要であるという当会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ではありますが、在任期間が長期となっていることから、次回の改選時にはこうした長期在任者の改選の実現を目指し、引き続き後任の人材確保を進め、確実に指針に適合した委員構成となるよう、見直しを図っていききたいと考えています。</p>

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	土地区画整理事業手法活用検討会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議にて議論を行う内容について、高度な知識と豊富な経験を持つ人材は限られており、選任の結果、やむを得ず女性比率が指針の基準を満たさないこととなりました。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	本会議の開催期限は令和5年度末を予定しているが、議論に一定の継続性を確保することが重要であるため、開催期間中の改選は考えておりません。万が一、各委員の諸事情による任期途中の退任などが生じた場合には、指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。		